

## 競争契約における一者応札の改善に向けて

独立行政法人統計センターでは、随意契約見直し計画の推進により、従来競争性のない随意契約を行ってきた案件について、一般競争入札等による競争性のある契約方式への移行を進めてきたところです。

その結果、平成20年度においては、契約全体のうち一般競争入札が占める割合は件数で86%、金額で99%となっており、平成19年度と比較して件数比で12.5ポイント増、金額比で36.2ポイント増となり、競争性のある契約方式への移行が進んでいます。

しかし、応札者数の状況を見ると、平成20年度の一般競争入札51件に占める一者応札の件数が、26件(51%)と半数以上を占めていることから、更なる競争性を確保するため、具体的な取組みを進めていく必要があると考えられます。

平成20年度の一般競争入札案件を類型化してみると、一般競争入札51件中、コンピュータ製品及び同サービス関係21件(41%)及び事務委託・業務支援20件(39%)が多数を占め、更に、一者応札の占める割合についても、コンピュータ製品及び同サービス関係54%、事務委託・業務支援42%となっており、このため、これらの分野の傾向を分析し、改善策を検討しました。

この結果、調達案件に関する早期の情報提供を実施することや、入札要件の緩和を実施すること等の改善策を以下のとおり取りまとめ、今後の調達から実施していくこととします。

## I 公告期間等の改善

平成20年度における一者応札案件は、一般調達案件(「政府調達に関する協定」対象金額未満の案件。以下同じ。)において多いことから、これらの入札公告期間を確認したところ、10～11日間で最も多く、入札準備に必要な期間が十分に確保できていないのではないかと考えられます。

### **【改善方策】**

#### ① 入札準備期間の確保(公告期間の延長)

一般調達案件の調達は、原則として、入札日の前日から起算して20日以上確保する。

(企画競争及び公募への参加を求める期間も上記に準じて実施する。)

#### ② 年間契約の調達スケジュールの改善

年間契約を行っている業務については、業務を請負うための準備期間を確保するため、早い段階で契約の相手方を特定する必要があることから、入札公告・落札決定、業務等の開始までの期間を十分確保できるよう、調達手続スケジュールを設定する。

## II 入札参加要件の緩和、仕様内容の充実等

調達案件に応じ、当法人の会計規程に定める資格及び全省庁統一参加資格以外の資格を入札参加要件としたものは、一者応札案件では、26件中15件(58%)となっています。

特に、コンピュータ製品及び同サービス関係が8件(53%)であるため、この参加要件の緩和等が必要であると考えられます。

また、年間契約案件等、毎年度調達を実施する案件について、仕様内容を毎年度見直す等、より一層の改善が必要であると考えられます。

### **【改善方策】**

#### ① 入札参加要件の緩和

入札参加要件に品質マネジメント及び情報セキュリティマネジメントの認証等の資格を付す場合については、調達の内容に応じた要件を適切に設定する。

## ② 業務引継、準備期間の確保

運用・保守等の年間契約を行う調達については、新規業者の参入を促すため、既存事業者との業務の引継、ノウハウの蓄積に必要な準備期間の確保を明記する等、仕様内容の検討を行う。

## ③ 仕様内容の明確化

仕様書において、業務内容や業務量等に明確な指示がなく、結果的に過去に実績のある者しか入札に参加できないことがないよう、仕様内容をより一層明確にする。

## Ⅲ 一者応札案件の事後点検について

一者応札となった案件については、Ⅰ及びⅡの状況を再点検するほか、入札説明書・仕様書を複数者が受け取った場合には、入札に参加しなかった事業者から「参加しなかった理由」を聴取し、これらの結果を以後の調達に反映させることにより、競争性のある契約への移行を推進します。